

「短期社債等の振替に関する法律」、 「社債等の振替に関する法律」

—有価証券偽造罪との関連でとらえる証券ペーパーレス化—

金子隆昭⁽¹⁾

近時の情報化の進展は、経済取引を迅速に行うことを可能にし、あわせて取引行為自体を複雑化させている。特に金融取引においては、その傾向は極めて顕著となっている。このことが、金融法制はもとより刑事法制に与えている影響は極めて大きい。例えば、昨年7月のいわゆるクレジットカード犯罪処罰に関する刑法改正も、こうした取引の迅速化と複雑化を背景としている。すなわち、利用者個人にとって利便性の高い電磁的記録を活用したカードが社会生活において普及したのは、金融機関等における資金決済システムの電子化により、多数当事者間の資金決済が、確実かつ迅速に行い得るようになったという事実を背景にしている。そして、このことに関しては、実態的にみれば、カードの利用という、一見、単純な一つの(取引)行為により、カード利用者と金融機関等との多数当事者間の資金決済が可能となったという点を、クレジットカード犯罪処罰の必要性を考える上で、看過することはできない。こうした情報化の進展と経済取引の複雑化を背景にした新たな立法措置の必要性は、今後、ますます重要になってくると考えられる。

このような観点から注目されるのが、有価証券のペーパーレス化(特に無券面化、)の動きである。従来の刑法上の有価証券概念は、券面という紙媒体により権利が表示され、権利が証券に化体化されているものと理解されてきた。したがって、これが紙媒体を利用しないペーパーレス化された有価証券を包摂しないものである以上、電子的取引における偽造行為類型に関し、今後どのような立法措置を講じていくかが課題となると思われる。

既に、昨年6月に制定された「短期社債等の振替に関する法律」(以下「短期社債法」という。)⁽³⁾が、本年4月1日より施行されている。これは、企業が短期の資

金調達を目的として発行していた約束手形(いわゆるCP、コマーシャルペーパー)と同様の資金調達機能を有する無券面の短期社債等の発行を可能にしようとするものである。さらに、第154回国会に提出され、本年6月12日に公布された「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」(平成14年法律第65号)により、この短期社債法は全面改正され、「社債等の振替に関する法律」(以下「社債等振替法」という。)として、短期社債のほか一般の社債、国債等についても、短期社債と同様に新たな振替決済制度を設けることとしている。これら有価証券決済制度の整備により、証券決済市場における電子的取引の普及が進むことになれば、証券取引の実態が大きく変わっていくであろうことは、想像に難くない。

こうした証券振替決済取引の電子化を前提とした有価証券のペーパーレス化の動きは、単に有価証券という紙媒体の取引が電子的取引に変化するという媒体の変化のみを意味するにとどまらず、取引実態の変化が法的関係自体を変化させていることをも意味するようにも思われる。本稿では、短期社債法及び社債等振替法について、振替決済に係る法的関係と従来の有価証券偽造罪に対応すると考えられる口座簿等への虚偽記録等に関する罪とを中心として紹介し、有価証券偽造との関連も視野に入れつつ、立法政策的な観点から若干の検討を行いたい。⁽⁵⁾

I 立法の概要

1 有価証券のペーパーレス化の背景

有価証券のペーパーレス化は、証券市場の国際競争力の強化に資し、取引のグローバル化に対応する観点から、リスクとコストの低減、すなわち迅速かつ安全な取引を実現しようとするものである。⁽⁶⁾ 具体的に、ペーパーレス化を先行させた短期社債について見ると、我が国における従来のCPの市場規模は、2001年末は24兆9,000億円となっており、企業の短期資金の調達手段として、活用されている。このCPの法的性質は、約束手形としてのものであるが、市場商品としてのCPは、短期資金調達手段という性格から、実態として、印紙税の特例(その額面等の要件にかかわらず、1通につき5,000円)及び金融機関等における取り扱い可能な有価証券の要件を満たすものに限られている。⁽⁷⁾

しかし、約束手形という形式をとることは、発行・流通に当たって、券面の作成・運搬を必要とするため、機動的な売買を要求される短期金融市場上の商品としては、発行・流通に当たって、デリバリーリスクや金利変動リスクが発生することという問題が指摘されており、ペーパーレス化の必要性が指摘されていたのである。

2 短期社債等のペーパーレス化された有価証券の権利関係の概要

短期社債法による短期社債は、従来のCPが約束手形として券面性を要したのに対し、短期社債について、原則として社債券を発行することができないこととされている(短期社債法第45条第1項)⁽⁸⁾。この規定により、CPが約束手形であることからくる取引上の制約の解消が図られることとなった一方、短期社債が社債と位置付けられたことにより、本来であれば、例えば、社債原簿の作成(商法第317条)等の社債発行に係る各種の規定が適用されることになる。しかし、こうした規定は、社債権者の保護等に資する一方、資金調達機の機動性を阻害することになりかねないため、従来のCPと同等の手続による発行を可能とするための特例規定が整備されている(短期社債法第59条)。

また、この短期社債の券面の不発行規定は、同時に短期社債が実質的に電子的に取り引きされることの根拠となる規定と解されるが、厳密に言えば、短期社債法上、短期社債取引に係る電子情報(取引情報としての電磁的記録)⁽¹⁰⁾に明確な法的位置付けは与えられていない。このため、法的構成としては、短期社債に係る権利関係は、振替機関(短期社債法第2章)が備え付けなければならない振替口座簿⁽¹¹⁾によることとしている。すなわち、短期社債に係る権利の帰属は、振替口座簿の記録によることとされ(短期社債法第44条)、譲渡等の効力は振替口座簿に記録されなければ効力を生じないこととされている(短期社債法第51条)⁽¹²⁾。また、記録による適法な権利の推定規定(短期社債法第54条)、記録に基づく善意取得の規定(短期社債法第55条)なども設けられている。これらの規定は、従来のCPについて約束手形の法理により構成されてきた権利関係を、振替口座簿の記載により保護しようとするものと考えられる。

また、社債等振替法においても、振替社債、振替国債等⁽¹³⁾について、券面の不発行を定めている(社債について社債等振替法第67条)ほか、譲渡の効力(振替社債について社債等振替法第74条)、権利推定(振替社債について社債等振替法第76条)、善意取得(振替社債について社債等振替法第77条)等、短期社債法と同様の規定を設けている。

3 振替口座簿への虚偽記録等に係る罰則

短期社債、振替社債、振替国債等に関しては、券面が存在しないことから、振替口座簿への虚偽記録等に係る罰則が設けられている。短期社債法第70条(社債等振替法第138条)は、振替機関に対して、振替口座簿への記録が義務付けられている新規発行、振替、抹消及び記録事項の変更についての虚偽記載、無記載、無記録及び虚偽記録について、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金(又はこ

れの併科)⁽¹⁵⁾を規定している。なお、「株券等の保管及び振替に関する法律」⁽¹⁶⁾(以下「株券等保管振替法」という。)についても、従来、保管振替機関の役員、参加者等の参加者口座簿、顧客口座簿への無記載及び虚偽記載について、100万円以下の過料に処す旨の規定が設けられていた(同法第45条第1号)が、短期社債法の制定に合わせた改正により、短期社債法と同様に保管振替機関に対し口座簿への記録が義務付けられる事項⁽¹⁷⁾の無記録及び虚偽記録⁽¹⁸⁾について、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金(又はこれの併科)⁽²⁰⁾に改められている。

II 検 討

以上、短期社債法及び社債等振替法は、従来の有価証券と同様の実体的性質を有する短期社債や有価証券の典型的なものである社債、国債に関する基本的な取引形態(振替、決済)について、電子的取引によることを可能とし、流通・取引に当たっての安全について、従来の有価証券取引と実質的同一性を保つための法的整備を行うものである。このことは、短期社債法の制定に当たっての趣旨説明において、短期社債に対して従来のCPと同様の保護を与える旨の説明がされているところからも明らかである。⁽²¹⁾

このことを刑法的保護の観点から見た場合、従来の有価証券証券取引に関する有価証券偽造罪等の偽造からの法的保護に対し、その無券面化、不動化が行われた場合に、どのように均衡をとるのかという形で問題となる。現行刑法においては、文書偽造罪に関するのとは異なり、包括的かつ基本犯的な有価証券偽造罪に対応する有価の電磁的記録の虚偽作成罪という犯罪類型は設けられていないため、個別の有価証券ごとの法整備を踏まえ、考えていく必要がある。この点で、短期社債法及び社債等振替法に規定される振替口座簿虚偽記録等の罪を契機に検討することは、極めて大きな意義をもつものと考えられる。

1 振替口座簿の客体としての性質と振替口座簿虚偽記録等の罪の罪質

有価証券の偽造に関する罪との比較で、振替口座簿虚偽記録等の罪の罪質を考える場合に、客体である振替口座簿の性質をまず検討しておく必要がある。有価証券とは違い、口座簿に占有性がないことは、その性質上明らかであるが、ここでは、電磁的記録としての性格と権利の化体性⁽²²⁾という二点に関して、取り上げる。

まず、電磁的記録としての性格についてであるが、⁽²³⁾解釈的妥当性の問題は、さておくとしても、制定当初は、振替口座簿虚偽記録等の罪の構成要件該当行為

が、記録行為に限定されていたことから、背景を踏まえれば、振替口座簿は電磁的記録に限定しようとしたものと解されうる。その意味では、商法改正関連整備法による他の同趣旨の改正が、従来紙媒体の書類であったものに関し、電磁的記録によることを認めるものであるのと比して、意味合いが異なるものとなっている。さらに言えば、電磁的記録を前提に法整備が進められたのであるから、「電磁的記録による」旨の規定に改正すれば足りるとも考えられる。商法改正関連整備法の趣旨を考えれば、いわば字句整理の域を出ない統一的文言整理という理解に止めることもできるが、その背後には、紙媒体による口座簿と電磁的記録による口座簿との取引上における位置付けの同一性、言い換えれば、取引の際の情報価値としての同一性⁽²⁴⁾があると考えられる。

振替口座簿虚偽記録等の罪の構成要件として、電磁的記録と紙媒体とを同一に扱っているのは、こうした媒体としての性質よりも媒体上の情報内容の性質が重視されることの現れと理解する必要があると思われる。

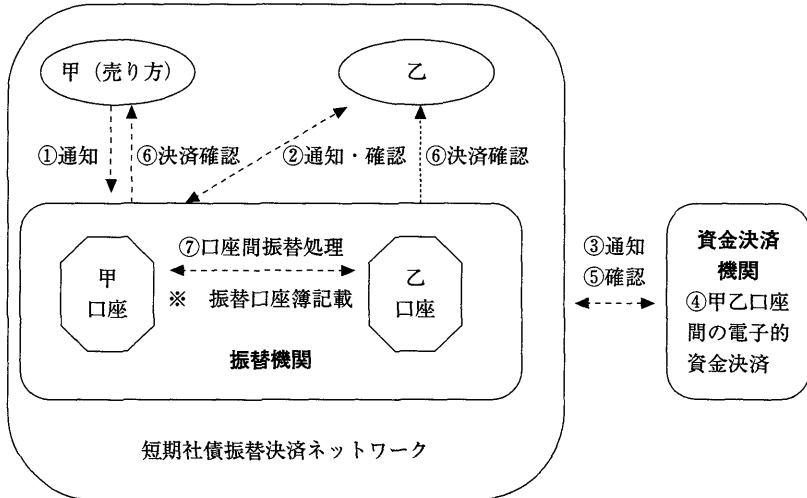
第二の点としては、振替口座簿の記録と権利との関係である。既に述べたように、振替口座簿虚偽記録等の罪の法定刑は、株券等保管振替法の規定される顧客口座簿等虚偽記載等の罪と同様⁽²⁵⁾となっている。しかしながら、短期社債等と株券とでは、口座簿の法的性質が異なる。したがって、有価証券偽造罪においては、証券に権利の化体が要求されているのは異なり、口座簿に係る虚偽記録罪においては、口座簿の権利化体性にかかわらず同等の刑法的保護を与えているといえる。その背後には、権利の化体性の有無にかかわらず、実際の取引における役割の同一性があると考えられる。仮に虚偽記録による取引が行われた場合、確かに短期社債の場合には、実態と異なる権利関係が発生し、不当な利得と損害が法的に発生するという被害が生ずる。しかしながら、一方で、虚偽記録が行われていることが発覚した場合に、取引システムの信頼性が阻害され、取引に支障が生ずるといふ点では、口座簿の権利化体性の有無により異なるところはない。このような意味から、口座簿に係る虚偽記録等の罪は、単なる財産的損害ではなく、取引の安全を重視して解する必要があると思われる。

2 振替決済の電子的取引の具体的態様と虚偽記録等行為の性質

短期社債の実際の取引形態においては、例えば、別図のような形態が想定される。そこでは、短期社債に係る売買注文から口座簿記録までの取引が一括化して行われ、さらにその短期社債取引と資金決済取引とが複合化して行われることが想定される。そのような取引形態が実現された場合には、従来の取引では想定されていなかった事態、いわば取引行為の法的性質の複合化とも呼ぶべき取引が起こりうる。

振替口座簿虚偽記録等の罪の虚偽記録を有価証券虚偽記入罪(第162条第2項)の「虚偽記入」概念と並行的に理解する場合、通説的な理解では、虚偽記入と同様に無形偽造、すなわち権限者によるものと解され、無権限者による有形偽造類型の行為は含まないこととなる。振替口座簿虚偽記録等の罪が身分犯として構成されていることも、こうした観点から理解されるものと思われる⁽²⁶⁾が、電子的取引の下では、記録の権限者と記録内容の作成者とが異なってくる可能性がある。実際に短期社債取引が行われる場合、人手の介在によるいわゆるオペレーショナル・リスクを回避する観点から、証券取引の約定から決済に至る一連の作業が、標準化されたメッセージ・フォーマット(取引データをやり取りする際の形式)を用いて電子的に行われ、一度入力されたデータが、人手による加工を経ることなくシームレスに処理されること(いわゆるSTP化、Straight Through Processing)が想定される。こうした電子的取引の場合、売買注文を発するという加入者の申請行為によって、作成される電磁的記録自体が実質的に振替口座簿(の一部)の電磁的記録と同一となる。そこでは、加入者の行為が、法的に申請行為と口座簿記録行

(別図) 想定される短期社債取引に係る振替決済概念図



注1 「電子CP等の決済システムグランドデザイン」(企業の資金調達円滑化に関する協議会(企業財務協会)平成13年10月25日)における「流通業無の短期対応スキーム」「パイロットシステム(決済システムの全体像)」を参考に作成

2 上記概念図は、電子的情報の流れを念頭において模式化したものであり、必ずしも具体的な取引の流れがこのように流れることを示したのではない。

為(少なくともその予備的な行為)とに二重に評価しうる。このように電子的取引においては、記録権限と記録行為との分離とも呼ぶべき事態が想定される。口座簿への虚偽記録に関する処罰を考える上では、電子的取引における権限をどのように考えるのか、あるいは権限の有無にかかわらず、記録行為に着目して処罰を⁽²⁷⁾考えるのが、今後課題となってくるように思われる。

さらに、証券決済において、証券の引き渡しと資金の支払いとが相互に条件付けて行われる仕組み、いわゆるDVP(Delivery Versus Payment)が電子的取引において行われるようになると、短期社債の振替における虚偽記録行為により、振替口座簿に係る電磁的記録の不正作出という結果が発生すると同時に資金決済に係る電磁的記録の不正作出(=財産上の不法の利益)という結果が発生することになる。すなわち、一つの行為によって、従来の紙媒体であれば、別個に評価されたであろう短期社債と金銭とに係る電磁的記録不正作出とが、二重に実現することが可能となる。この関係は、現在の有価証券取引における偽造有価証券行使罪と詐欺罪との関係に類似してはいるが、その行為と不法の利益の密接性において、取引実態上の性格を全く異にするように思われる。従来、有価証券と金銭といった別個の財産的性格を有すると評価されていた結果が、電子的取引においては、電磁的記録相互、すなわち有価証券に関する情報と金銭に関する情報という形で取り扱われ、行為と結果とが⁽²⁸⁾一対一の対応にならない取引となる。このような取引形態を踏まえるならば、短期社債をはじめとするペーパーレス化された証券取引における虚偽記録と電子的取引に係る資金決済にかかる虚偽記録という二つの結果によって生じる法益侵害が何なのか、そしてそれをどのような形で処罰するのか、という検討が必要となると思われる。

従来の有価証券取引に関する有価証券偽造罪との関係

以上、振替口座簿虚偽記録等の罪の検討を通して、ペーパーレス化された有価証券取引の処罰の在り方について、若干の考察を行ってきたが、取引行為の法的性質の複合化というのは、従来の有価証券取引においても問題となるように思われる。券面としての有価証券においても、占有を移転することにより、実際には券面(の表彰する権利)のみならず、券面に記載されている情報が移転(伝達)されていたのであり、こうした情報伝達の円滑化は有価証券取引の非常に大きな意義の一つであろう。そのような観点から、券面の電子化という視点ではなく、「情報(権利)の券面化」から「情報の電子化」という視点に立って、ペーパーレス化の有無にかかわらず、有価証券の取引の安全を図る刑罰法制を検討すべきではないだろうか。

また、電子的取引に関する検討と同様、従来の有価証券取引に関しても、証券

取引の安全と財産的侵害ないし利得との関係が問題になってくると思われる。特に保護法益ともからんで、直接的な財産利得からの分離された取引の安全とは何なのかを検討する必要がある。その意味からは、有価証券の範囲⁽²⁹⁾、行使の意義⁽³⁰⁾などが問題⁽³¹⁾となってくると思われる。

- (1) 本稿は、早稲田大学刑事法学研究会における報告に基づく私見を述べたものであり、所属機関の意見を表すものではない。
- (2) いわゆるクレジットカード犯罪に関する刑法改正については、例えば、「特集 カード犯罪の現状と法改正」(ジュリスト1209号10頁以下)など。
- (3) なお、本法については、昨年11月に「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成13年法律第129号、以下「商法改正関連整備法」という。)が制定されたことにより、施行前の一部改正が既に行われている。この改正は、商法上、株主総会における議決権の行使、会社関係書類の作成等を電磁的方法により行うことを可能にする措置等を規定する「商法等の一部を改正する法律」の制定に伴い、手続関係法律の整備等を行うもので、関係法律が119に及ぶ。これにより、従来、紙媒体として規定されていた各種の書類が電磁的記録にもより得ることが明示されており、各種書類の偽造類型にかかる特別刑法犯の構成要件に多くの影響を与えるものと考えられる。
- (4) CPのペーパーレス化、短期社債の概要については、「CPのペーパーレス化に関する研究会報告書」(2000年3月、金融庁及び法務省共管による研究会)、「証券受渡・決済制度改革に関する中間報告書」(2000年3月31日、日本証券業協会)、鶴田晋幸「短期社債等振替法及び株券等保管振替法改正」(ジュリスト1209号46頁)などのほか、高橋康文編『逐条解説 短期社債等振替法』(平成14年4月、金融財政事情研究会)がある。
- (5) 従来の立法をめぐる議論は、社会実態を踏まえた政策論と既存法制の解釈から導き出される立法技術論とが中心になってきたが、必ずしもその調和が十分にとれてきたとは言えないように思われる。新規立法にあたっては、実態を踏まえた上で、既存法制自体を見直していくという立法全体にかかる政策的視点が、今後、重要になってくると思われる。
- (6) こうした背景とペーパーレス化に向けた課題については、金融審議会証券決済システムの改革に関するワーキング・グループ報告「21世紀に向けた証券決済システム改革について」(平成12年6月16日金融審議会第一部会)、「証券決済システムの改革及びこれに伴う投資家保護策について」(平成14年2月15日金融審議会)など。
- (7) すなわち、企業が事業資金の調達のために作成する①銀行等の金融機関が交付したCPという文字が印刷された用紙を使用した、②振り出しから満期までの期間が1年以内の、③額面1億円以上の約束手形である(租税特別措置法第91条の2、同法施行令第52条、同法施行規則第41条、証券取引法第65条第2項第2号)。
- (8) 短期社債の定義については、①社債の総額が1億円を下回らないこと、②元本の償還の償還期限について、分割払いの定めをおかず、社債について総額の払い込みのあった日から1年未満の日としていること、③利息の支払期限が元本の償還期限と同日であること、④担保が付されるものではないこと等(短期社債法第2条各号)とされており、実態として従来の市場商品としてのCPと同様の要件が定められている。なお、短期社債法にいう「短期社債等」の「等」に該当するものとしては、保険業法に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律に規定する特定短期社債を指し、その法的構成は、短期社債法に定める短期社債と基本的に同様

である。

- (9) 短期社債について、例外的に社債券が発行される場合とは、短期社債に関する振替機関の指定取消等により、振替業を承継するものが存しない場合(短期社債法第45条第2項)に限られる。
- (10) 有価証券取引法第2条に規定される有価証券に短期社債が含まれることをどのように評価するかは、別途検討を要する。少なくとも刑事法上は、短期社債取引に係る電磁的記録が、有価証券に該当せず、必ずしも従来の有価証券と同様に取り扱われるべきものではない点には、留意する必要がある。
- (11) 振替口座簿に関しては、注2に述べた商法改正関連整備法により、電磁的記録で作成することができる(短期社債法第46条第3項)とされた。これは、金融取引法制においては、刑事法上の規制法制と異なり、契約自由の原則を踏まえ、両者を許容したものと解される。また、これに関連して、後述の振替口座簿への虚偽記録等の罪に関し、制定当初は記録行為のみを対象としていたものを、記載行為及び記録行為を対象とするよう改正されている。これは、従来の立法上の基本的な用例に従い、紙媒体の帳簿としての口座簿と電磁的記録とにそれぞれ対応したものと解される。
- (12) 短期社債の発行については、発行者の通知義務と振替機関の振替口座簿の口座への記載義務が課されている(短期社債法第47条)。また、新規記録のほか、振替、抹消、変更に係る振替機関の口座簿への記載義務が課されている(短期社債法第48条～第50条)
- (13) 社債等振替法は、社債、国債のほか、地方債、投資法人債、相互会社の社債等につき、同様の規定を設けている。なお、これらの取引においては、直接の振替の当事者のほか、いわゆる一般投資家が証券会社等を通じて、取引に参加するため、短期社債と異なり、多層構造の振替決裁制度が必要となる。このため、社債等振替法における口座簿も多層構造となっていることから、口座簿の記録と権利との関係については、短期社債とは異なるものとなっている。
- (14) 前傾注11参照。
- (15) なお、当該罰則に関しては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が違反した場合の法人に係る両罰規定(3億円以下の罰金、短期社債法第75条)が設けられている。
- (16) 振替業務を行う場合、現行の有価証券は、券面発行されるため、振替に当たり、券面の保管業務を伴う。短期社債の場合には、当然、保管業務は発生しない。
- (17) 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第69号)は、主に保管振替機関の組織形態について、公益法人形態から株式会社形態に改めること等を内容とするものである。
- (18) 株券等保管振替法における口座簿については、権利推定規定(同法第24条)はあるものの、記載者は占有者とみなされるに過ぎず(同法第27条第1項)、したがって、適法な所持人と推定されるに過ぎない(商法第205条第2項)。
- (19) なお、行為に関する商法改正関連整備法による客体に応じた整理については、短期社債法と同趣旨である。前掲注11参照。
- (20) なお、当該罰則に関しては短期社債法と同様の両罰規定が設けられている。
- (21) 平成13年6月12日の参議院財政金融委員会における短期社債法案の趣旨説明において、柳沢金融担当大臣は、「短期社債に係る振替制度を創設することとし、券面の交付による権利移転の場合と同等の流通の保護を実現する」としている(第151回参議院財政金融委員会会議録第13号1頁)。

- (22) 厳密に言えば、行為者の権限の有無という観点からは、振替口座簿虚偽記録等に関する罪とでは、有価証券虚偽記入罪などを比較する必要があるが、本稿においては、客体の性質と具体的な取引の在り方という視点から、振替口座簿虚偽記録等に関する罪を論じているため、従来の有価証券取引に関する犯罪の基本犯の性格を有する有価証券偽造罪と対比している。なお、行為者の権限に関しては、振替口座簿虚偽記録等に関する罪の身分犯性が問題となるが、後述するように、電子的取引が普及に伴い、電磁的記録の作成権限者と実際の作成者とが恒常的に異なってくる可能性があり、その意味からは、身分犯としての限定自体が問われてくる可能性があると思われる。
- (23) 前掲注11参照。
- (24) 取引の実際にあっては、媒体が何によるのかの問題ではなく、媒体上の情報がどのようなものであるかが重要であると言うことができよう。そうであるならば、取引の安全に対する刑法的な保護の在り方についても、媒体の異同によるのではなく、情報内容の異同を基準に検討すべきものと思われる。
- (25) 法定刑に関しては、刑法上の偽造罪との均衡も問題となる。その点では、私文書偽造罪(刑法159条)や虚偽診断書作成罪(刑法第160条)とも比較して、懲役刑の長期、罰金の上限、これらの併科等を考慮する必要があるが、有価性という観点を加味することも重要と考えられる。
- (26) 前掲注22参照。
- (27) この意味から、有価証券虚偽記入罪の虚偽記入には付随的証券行為に関する有形偽造を含むとする判例の立場は、その解釈論的妥当性はおくとして、有価証券そのものの作成権限者と権利を表象する事項の実際の記入者とが分離しているという実態に着目している点では評価できるのではないだろうか。
- (28) この問題は、今後の電子的取引の普及により、電磁的記録相互の取引一般の問題となりうる。
- (29) 有価証券概念の検討にあたっては、取引実態や証券取引法上の有価証券との異同を踏まえる必要がある。少なくとも判例が有価証券とする馬券、宝くじなどについては、その偽造を処罰する根拠は不法の財産利得としか思えず、これを詐欺罪と別個に有価証券偽造として評価すべきものかは疑問がある。
- (30) 例えば、行使罪との関係で、いわゆる見せ手形が行使に当たるかが問題になる。単なる取引の相手方の財産的損害にとどまらない取引の安全を害するという意味では、単なる显示行為では足りないと思ふべきであろう。
- (31) 本稿執筆にあたっては、各種の文献を参考にさせていただいたが、紙面の都合上その大半の引用を割愛せざるを得なかった。ここでお詫び申し上げたい。